

**エネルギー回収施設（立谷川）建設及び運営事業
第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答**

平成26年3月20日

山形広域環境事務組合

エネルギー回収施設(立谷川)建設及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問【入札参加資格以外に関する質問】の回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1		全般									「実施方針等に対する質問・意見への回答」において、ご回答いただいた内容は、入札説明書等で記載が修正されているものを除き、引き続き有効と考えてよろしいでしょうか。	「実施方針等に対する質問・意見への回答」は有効ではありません。
2	-									実施方針等に関する質問、意見への回答	平成25年12月6日付で公表されております首題のご回答は、本入札公告においても有効であると理解してよろしいでしょうか。	本表No.1を参照してください。
3	入札説明書	6	Ⅲ	5	(1)					主要な施設 ア	管理棟は処理棟と合棟になっていますが、合理的な理由があれば別棟としてもよろしいでしょうか。	入札説明書等に記載のとおりとします。
4	入札説明書	6	Ⅲ	5	(1)					処理対象物 ①	処理対象物として火災残材があげられていますが、想定される性状、サイズ等を提示ください。	火災残材の性状については木材、たみ、衣類等の可燃物です。また、受入ごみピットに直接投入するものは長さ1,000mm、厚さ150mm以下を想定しています。
5	入札説明書	8	Ⅲ	8	(2)					運営・維持管理期間	本件施設の運営・維持管理業務期間が事業契約締結日からとなっておりますが、事業契約締結日から本件施設の供用開始日までの業務内容についてご教示下さい。	運営業務委託契約書(案)等に示すとおりです。
6	入札説明書	9	Ⅲ	12	(1)	ア	(イ)	③		本件施設の設計・建設に関する業務	生活環境影響調査事後調査の実施が民間事業者の業務範囲となっておりますが、その業務範囲は、生活環境影響調査書P.5-1 表5.1.1-1 (1/2) 事後調査計画【発生源調査】(工事の実施時)が対象であり、P.5-2 表5.1.1-1 (2/2) 事後調査計画【環境調査】(工事の実施時)の項目については組合殿範囲と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書設計・建設業務編に記載のとおり、「生活環境影響調査書P.5-2 表5.1.1-1 (2/2) 事後調査計画【環境調査】(工事の実施時)」の項目についても建設事業者にて実施するものとします。
7	入札説明書	9	Ⅲ	12	(1)	イ	③			本件施設又は複合施設の運営・維持管理に関する業務	生活環境影響調査事後調査の実施が民間事業者の業務範囲となっておりますが、その業務範囲は、生活環境影響調査書P.5-3 表5.1.2-1 (1/2) 事後調査計画【発生源調査】(施設の存在及び供用時)が対象であり、P.5-4 表5.1.2-1 (2/2) 事後調査計画【環境調査】(施設の存在及び供用時)の項目については組合殿範囲と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書運営・維持管理業務編に記載のとおり、「生活環境影響調査書P.5-4 表5.1.2-1 (2/2) 事後調査計画【環境調査】(施設の存在及び供用時)」の項目についても運営事業者にて実施するものとします。
8	入札説明書	12	Ⅳ	2						入札手続等	開札に関する手続をご教示願います。開札を実施する場合、応募者の立会いを希望致します。	開札に関する手続については、事業提案書の受付以降、応募者に通知します。また、応募者が開札に立ち会うことを可能とします。
9	入札説明書	15	Ⅳ	2	(7)	エ				概要説明会	提出書類にフロー図、配置・動線計画、設計建設期間の工程を提出するようにご要求がありますが、設計の進捗により、提案書提出時に変更なることがあることをご了解ください。	了承します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
10	入札説明書	23	IV	4	(2)	イ	(ウ)	②		運営事業者から本件施設又は複合施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	現場総括責任者の資格要件としては、「1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する1炉当り75t/日以上かつ炉構成が2炉以上の流動床式ガス化熔融施設」において現場総括責任者としての経験を有していることであり、実働期間についての規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	23	IV	4	(2)	イ	(ウ)	②		運営事業者から本件施設又は複合施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	”…本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理移設技術管理者”と記載されていますが、「廃棄物処理施設技術管理者」の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「廃棄物処理施設技術管理者」と読み替えるものとします。
12	入札説明書	26	VII	1						特別目的会社の設立	特別目的会社の本社所在地は、本施設内に設置できると考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
13	入札説明書	26	VII	1	(1)					特別目的会社の設立	操業現場とのコミュニケーション向上と、事業費の縮減に資するため、本件施設をS P C本店所在地とする事は可能でしょうか。	本表No. 12を参照してください。
14	入札説明書 添付資料-3	4/4	3	(3)	ア					物価変動に基づく改定方法	「提案時点の平成25年度平均値を基準とし、・・・」とありますが、表4では平成26年度を基準(I_{26})とする算定式になっております。どちらが正でしょうか。	本文中の「平成25年度」を「平成26年度」と読み替えるものとします。
15	入札説明書 添付資料-3	4/4	3	(3)	エ					物価変動に基づく改定方法	「提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより・・・」とありますが、提案書のどの様式に記載すれば良いかご教示下さい。	様式8-3の空欄に任意で記載してください。
16	入札説明書 添付資料-4	2/10	1	(3)	エ					運営業務委託費の減額に関する基本的考え方	「運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行により、本件施設又は複合施設の全部または一部の運転を停止した場合（以下「運転停止型減額措置」という。）と・・・。」とありますが、本項における「一部の運転を停止した場合」について、ごみ処理に直接影響しないような機器・設備の停止については対象外と理解します。	ご理解のとおりです。なお、ご質問の場合には運転継続型減額措置の対象となると考えられますので、入札説明書添付資料-4 3(1)に記載のとおり、事業契約締結後に詳細化するものとします。
17	入札説明書 添付資料-4	8/10	4	(1)						組合における実績処理対象物量及び実績ごみ質ならびに実売電力量の確認	「・・・及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認する。」とありますが、想定されている確認方法についてご教示ください。	様式集(様式7-5)による事業者の提案のほか、組合が実施するごみ質分析等を想定しております。
18	入札説明書 添付資料-4	8/10	4	(1)						計画売電量未達減額措置	仮設施設の移設や撤去等により消費電力が増減しますので、仮設施設の電力量に関しては除外して計画売電量を推算するものと理解してよろしいでしょうか。	仮設施設の移設・撤去工事に関わる消費電力は除外しますが、仮設施設自体の消費電力については含むものとします。
19	入札説明書 添付資料-4	9/10	4	(3)							「運営事業者の責めに帰すことのできない事由」とは、ごみ質、ごみ量の変動に由来する売電量の変動も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
20	要求水準書 設計・建設業務 編	5	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	2	ア	(オ)	全体計画	「住民サービスの観点から、・・・A工区内の動線計画と変わらずに利用できること。」とありますが、施設の周回方向に変更がなければC工区からA工区への進入位置をB工区使用時（A工区北西角）から変更してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 設計・建設業務 編	7	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(1)	ア	用地条件 添付資料：02_現況測量図	A工区の敷地境界線について、東側と西側及び南側は道路境界線、北側（C工区との境界線）は隣地境界線と見なしてよろしいでしょうか。	東側と西側及び北側はご理解のとおりですが、南側については、道路境界線ではなく擁壁上部のフェンスから内側1mの箇所が敷地境界線となります。【第1回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-1】をご参照ください。
22	要求水準書 設計・建設業務 編	7	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(1)	イ	気象条件	(ア)気温で最高38.9℃、最低-16.8℃とありますが、空調熱負荷算出時の設計外気温は『国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 平成21年版』の山形の条件（夏期：34.3℃、相対湿度53.7% 冬期：-4.4℃ 相対湿度78.9%）を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業実施区域が要求水準書に示す気象条件となることに留意してください。
23	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(2)	ウ エ	建ぺい率 容積率 他	建ぺい率や容積率など、建築関連の法規制はA工区とB工区を合わせた事業実施区域に対して適用されるものと考えてよろしいでしょうか。（C工区は含まれないものと解釈します）	ご理解のとおりです。
24	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7			敷地周辺状況	今回の建設工事に際して、雨水調整池などの開発行為に関わる流出調整施設等の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7	(2)	イ (ア)	上水道	本件施設での上水道の取水量の上限があればご教示ください。	要求水準書に記載のとおりとします。なお、詳細については、山形市上下水道部との協議によるものとします。
26	要求水準書 設計・建設業務 編	9	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7	(2)	ウ (ア)	排水 プラント排水	「下水道への許容排水量は210m ³ /日・haとする。」とありますが、本件施設の事業実施区域が1.2154ha（AおよびB工区）ですので、最大262m ³ /日が許容排水量と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。なお、下水道への許容排水量はA工区の敷地面積より算定するものとします。
27	要求水準書 設計・建設業務 編	9	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7	(2)	ウ (ア)	排水 プラント排水	「下水道への許容排水量は210m ³ /日・haとする。」とありますが、生活排水量を含めての排水量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書 設計・建設業務 編 及び 要求水準書 添付資料-3	9	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7	(2)	ウ (ウ)	雨水排水	① 雨水接続管（HP管φ500）は、十分な排水能力があると理解してよろしいでしょうか。 ② C工区整備後、C工区の雨水排水もA工区同様、HP管φ500に接続すると理解してよろしいでしょうか。 ③ B工区仮設進入斜路の雨水排水は、A工区造成高より低い ため、指定の位置への接続が不可能となります。よって、 周辺の既設側溝に接続してもよろしいでしょうか。	すべて、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
29	要求水準書 設計・建設業務 編	12	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	3	(1)	イ		搬出車両・搬出形態	搬出車両は事業者で準備することとしますが、建設、運営いずれの事業者で準備するかは運営形態等を踏まえて、事業者側で提案可能と考えてよろしいでしょうか。要求水準通り建設事業者で準備する場合には、運営事業者は市の所有物である車両・重機を無償貸与され、運転・維持管理をし更新が必要になった場合には、組合側で負担されるものとして理解してよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書に記載のとおりとします。後段については、ご指摘の費用については入札説明書添付資料-3に基づいて本件施設の運営・維持管理業務に係る運営業務委託費として組合が運営事業者に支払う対価であり、その一切を予定価格に含んでいます。
30	要求水準書 設計・建設業務 編	12	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	3	(1)	イ	表 Ⅱ.1 .4	搬出車両の種類	鉄、アルミ、古紙の搬出は10tダンプ車、4tダンプ車となっていますが、両者の比率をご教示願います。また、運営事業者の要望に応じて車両の選択は可能でしょうか。	前段については、委託先業者によるため、提示できません。後段については、選択は不可とします。
31	要求水準書 設計・建設業務 編	12	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	3	(1)			搬出車両の種類	古紙搬出車両の10tダンプ、4tダンプの車両仕様を教示願います。ダンプへの積み込みは、ローダ等の重機で古紙を掬い上げて積み込むものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、再資源化業者の任意となりますので、提示できません。後段については、手作業での積み込みを想定しております。
32	要求水準書 設計・建設業務 編	12	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	3	(1)	イ		搬出車両・搬出形態	鉄、アルミの搬出車両の種類として10tダンプ車および4tダンプ車の2種類の記載がありますが、想定されている車両の図面を提示ください。	委託先業者によるため、提示できません。道路構造令第4条第2項で規定する普通自動車の諸元で設定してください。
33	要求水準書 設計・建設業務 編	14	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	5	(2)			場内余熱利用	電気自動車充電設備はマテリアルリサイクル推進設備（C工区）のほか、仮設駐車場（A工区）にも計画が必要でしょうか。	電気自動車充電設備は仮設駐車場（A工区）には計画しないものとします。
34	要求水準書 設計・建設業務 編	14	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	5	(2)			場内余熱利用	仮設駐車場に設置する電気自動車充電設備の利用対象、台数をご提示ください。	本表No. 33を参照してください。
35	要求水準書 設計・建設業務 編	14	第Ⅱ 編	第1 章	第2 節	5	(2)			場内余熱利用	仮設駐車場に設置する電気自動車充電設備は仮施設解体工事に伴い、組合様にて撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。	本表No. 33を参照してください。
36	要求水準書 設計・建設業務 編	24	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(1)	エ		設計図書	国土交通省工事共通仕様書最新版に関して、12/6質疑回答書No75によると建設工事実施時の最新版とするのご回答ですが、提案時の最新版H25年度版との間に相違部分が発生した場合、建設工事請負契約の第64条法令変更に準じるものと理解して宜しいでしょうか。その結果、工事金額が増大した場合、組合殿への請求対象となるの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段についても、ご理解のとおりです。ただし、工事金額が減少する場合には協議により、設計・建設業務費の減額対象となります。
37	要求水準書 設計・建設業務 編	25	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(4)	イ		電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	建設工事中の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、本件施設の建設工事請負契約における受注者（建設事業者の構成員または協力企業）より選任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書（案）第21条第6項に記載のとおり、運営事業者が、みなし設置者として各主任技術者を選任させ、工事計画届け等を行うものとします。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
38	要求水準書 設計・建設業務 編	26	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	エ、 オ	残存工作物、地中障害物	残存工作物、地中障害物とは、添付資料-3「現地敷地周辺設備図」に記載されているものと理解してよろしいでしょうか。 また、予期せぬ残存工作物、地中障害物が発見された場合、撤去・処分費用は別途協議の上、ご精算頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、建設工事請負契約書（案）に記載のとおりとします。
39	要求水準書 設計・建設業務 編	26	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	ク	工用車両の搬入出経路	仮設進入路の構築にあたって、B工区全域にわたって工事を行う期間が想定されます。その際、第三者車両の通行に必要な幅を確保した上で、B工区西側に位置する卸売市場搬入路を一部使用してもよろしいでしょうか。	使用の許可も含めて、別途協議によるものとします。
40	要求水準書 設計・建設業務 編	27	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	セ	作業日及び作業時間	原則という注釈はありますが、土曜日が作業日より除かれています。地元との協定等、土曜日が作業日より除外されている理由をご教示ください。	適切な休業日を確保する観点から、組合が条例で定める休日にあたる土、日曜日、祝祭日を作業日から除外しております。ただし、監督職員からあらかじめ了承を得ている場合は、その限りではありません。
41	要求水準書 設計・建設業務 編	27	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	ス	施工方法及び建設公害対策(ウ)	高さ3m程度の仮囲いを設置とありますが、A工区東側及び南側については、周辺地盤とのレベル差が3m程度あるため、仮囲いは不要と考えてよろしいでしょうか。	計画地盤高さ（造成後）から3m程度の仮囲いを設置してください。
42	要求水準書 設計・建設業務 編	34	第Ⅱ 編	第1 章	第7 節	2	(2)	14	性能保証事項	炉室等の工場棟関係の作業環境については、表Ⅱ. 1.18 No. 11にて評価するため、同表No. 14に記載の作業環境中の粉じん濃度は、居室部分に対する性能保証事項と考えてよろしいでしょうか。	居室部分だけでなく、炉室部分についても含むものとします。
43	要求水準書 設計・建設業務 編	47	第Ⅱ 編	第2 章	第1 節	8	(1)		地震対策	耐震安全性の分類を「官庁施設の総合耐震計画基準」により、構造体Ⅱ類として耐震化の重要度係数を1.25以上、建築非構造部材A類、建築設備甲類とするとありますが、これらは耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とし、商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定は該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定についても建築設備の耐震安全性の確保のため甲類の基準のとおりとします。
44	要求水準書 設計建設業務編	47	第Ⅱ 編	第2 章	第1 節	8	(9)		地震対策	電気盤の基本ボルト強度に適用される建築設備基準とは「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）官庁官庁営繕部監修（最新版）」安全性の分類「特定の施設」「重要機器」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書 設計・建設業務 編	51	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	3	(4)	オ	エアカーテンと出入口扉	停電時にも運転が可能な機能を有するとありますが、対象は出入口扉のみと理解して良いでしょうか。	停電時においても連動してエアカーテンが問題なく運転が行える機能が重要です。
46	要求水準書 設計建設業務編	54	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	7	(3)	オ	ごみクレーン	「実施方針等に関する質問回答」No. 105より、稼働率は破砕ごみの投入に適用されることから、稼働率算出用のごみ単位体積重量は、破砕ごみの値を事業者にて提案するものとし、受入ごみ単位体積重量0.118t/m3を考慮して、バケット容量を選定するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
47	要求水準書 設計・建設業務 編	55	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	6	(4)	チ		ごみクレーン	6ごみピットにも救助用設備の設置規定がありますが、い ずれかに転落者救助装置を設置することでよろしいでしょ うか。	要求水準書に記載のとおりとします。
48	要求水準書 設計・建設業務 編	58	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	11	(3)	イ		粗物切断機	大型可燃ごみの具体例（品目等）をご提示ください。	剪定枝、たたみ、ござ、ふとん、カーペット、障子戸、襖 戸、木製ダンス、木製棚等になります。
49	要求水準書 設計・建設業務 編	58	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	11	(5)	エ		粗物切断機	投入口の寸法は長手方向で2000mm以上として、幅につい ては実績に基づき1000～1500mm程度として宜しいでしょ うか。	要求水準書に記載のとおりとします。
50	要求水準書 設計・建設業務 編	69	第Ⅱ 編	第2 章	第3 節	12	(3)	オ		磁選機	金属の売却や後段でのトラブル回避を主眼として、回収率 を重視するため純度の95%以上については目標値とさせて ください。	要求水準書に記載のとおりとします。
51	要求水準書 設計・建設業務 編	69	第Ⅱ 編	第2 章	第3 節	13	(3)	オ		アルミ選別機	金属の売却や後段でのトラブル回避を主眼として、回収率 を重視するため純度の95%以上については目標値とさせて ください。	要求水準書に記載のとおりとします。
52	要求水準書 設計・建設業務 編	70	第Ⅱ 編	第2 章	第3 節	16	(2)			不燃物破碎機	基数については、系内のバッファやバイパスラインを考慮 して安定運転に支障のないことを前提として、事業者提案 として宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
53	要求水準書 設計・建設業務 編	72	第Ⅱ 編	第2 章	第3 節	20	(1)			貯留バンカ	貯留方式については、安定した運営事業を勘案した上で、 事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
54	要求水準書 設計・建設業務 編	72	第Ⅱ 編	第2 章	第3 節	20				貯留バンカ	積み込みの容易性の観点からヤード方式の採用は不可と考 えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
55	要求水準書 設計・建設業務 編	79	第Ⅱ 編	第2 章	第4 節	6	(2)	オ	(エ)	ロードヒーティング設備	隣接する山形市公設地方卸売市場内のロードヒーティング 設備(600m2程度)の配管サイズと配管長をご教授願いま す。	詳細設計を行っていないため、提示できません。
56	要求水準書 設計・建設業務 編	80	第Ⅱ 編	第2 章	第4 節	9	(3)	ウ		純水装置処理水水質	JISにおける10MPaを超えるボイラの水質となっております が、本計画ボイラ仕様（4MPa）に適合した処理水質を事業 者提案することで宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
57	要求水準書 設計・建設業務 編	87	第Ⅱ 編	第2 章	第5 節	1	(3)	コ	(イ)	本体外壁	耐硫酸露点腐食鋼とありますが、実績を踏まえSS400等に 耐酸耐熱塗装処理にて代用することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
58	要求水準書 設計・建設業務 編	88	第Ⅱ 編	第2 章	第5 節	2	(3)	オ		HCl、SOx除去設備	費用縮減等のメリットがあればナトリウム系薬剤の採用も 可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
59	要求水準書 設計・建設業務 編	91	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	1	(2)	ウ	(ク) ①	蒸気タービン	逆送電力量が2000kW未満となっておりますが、東北電力と協 議済みと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、電力需給に関しては、再度、 東北電力との協議及びアクセス検討を行ってください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
60	要求水準書 設計・建設業務 編	96	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	2	(3)	イ		発電機力率	p.127では発電機の力率は指定されていませんので、力率の向上を図るものとして、発電機力率は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。p.127、9タービン発電設備の記載を正として、提案してください。
61	要求水準書 設計・建設業務 編	96	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	3				ロードヒーティング設備	B工区の仮設搬入出路のロードヒーティングについては、運営事業者にて搬入出に支障のないようにすることを前提として、効率、経済性などを総合的に勘案して、事業者提案することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、動線上有用な部分は凍結防止対策を施すなど、実施範囲は施設運営上の必要性及び効率を考慮して設定してください。
62	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(1)			立谷川工業団地内外部温水供給設備	「温水循環式」とは、本件施設の水冷式蒸気復水器を温水が循環していることを指し、外部供給した温水は本件施設に戻らないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。外部で使用された水量を差し引いた分が本件施設に戻ることであります。
63	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5				立谷川工業団地内外部温水供給設備	外部温水供給は、季節に係わらず使用されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(3)	ア		立谷川工業団地内外部温水供給設備	本件施設内取合点で40℃以上とした場合、供給先ではこれよりも温度低下することが見込まれますが、外部温水供給設備として問題ないものと考えて宜しいでしょうか。温水温度の上昇を要望された場合、復水器圧力（温度）の上昇に伴い、タービン発電電力に影響します。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(5)	ウ		立谷川工業団地内外部温水供給設備	A工区の東側のA工区とC工区の区域境界でバルブにて取り合うものとするとの記載ですが、1600m先の温水利用施設へはC工区内を通して温水供給するものと考え、A工区から直接東側道路へ配管する事は無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5				立谷川工業団地内外部温水供給設備	本件施設が全休炉時には、立谷川工業団地への熱供給は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5				立谷川工業団地内外部温水供給設備	本設備は、本施設から「循環温水」を送り、立谷川工業団地内で循環温水と「供給温水」の熱交換を行い、40℃にて使用するものと想定します。温水供給設備の設計のため必要ですので、立谷川工業団地側の熱利用システムをご教示ください。	エネルギー回収施設側の取合点で40℃以上で循環する温水から、立谷川工業団地内で使用する分が取水されます。その外部使用量を差し引いた残りが本件施設へ還流することになりますので、外部使用量を本件施設にて補給し、熱交換した上で、循環させる形となります。また、立谷川工業団地側では、取水した温水を再加温して利用しますが、詳細は提示できません。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
68	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(3)	ア	イ	立谷川工業団地内外部温 水供給設備 必要熱量等	立谷川工業団地内外部温水供給設備について、要求水準書では、供給温水温度40℃以上、供給温水流量2,100L/hとあります。 仮に40℃の温水を0℃まで熱利用した場合、交換熱量は、 $\Delta 40^{\circ}\text{C} \times 2,100\text{L/h} = \Delta 84,000\text{kcal/h}$ です。 一方、要求水準書添付資料-7では上記に加えて約1,000MJ/hの記載がありますが、 $1,000\text{MJ/h} = 239,000\text{kcal/h}$ であり、上記の熱量の約3倍あります。 また、この熱量を2,100L/hの水量で熱利用しようとする と、1Lあたりの利用熱量は $239,000\text{kcal/h} \div 2,100\text{L/h} = 113.8\text{kcal/h} \cdot \text{L}$ となり、この熱利用量を満足するには、高温水もしくは蒸気での熱供給が必要となります。 供給水量、利用熱量のバランスが取れていないと考えますので、ご確認ください。	供給温水流量2,100L/hとあるのは、立谷川工業団地内で使用する最大量を指すもので、循環温水流量は循環配管口径50mmφ(予定)として設定するものとします。 また、要求水準書添付資料-7に記載の約1,000MJ/hは、供給管口径50mmφ、管内平均流速1.5m/s、原水温度15℃、供給温水温度40℃と仮定した場合でのイメージとして示しているものです。
69	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(3)		イ	立谷川工業団地内外部温 水供給設備 供給温水流量	「温水循環方式」のご指示ですが、ご提示の供給温水流量に変動があります。 本温水供給設備のシステムとしては、以下のいずれが当てはまるでしょうか。 1. 本施設から2,100L/h、40℃以上の温水を連続的に供給し、工業団地では、工業団地側の熱交換器にてこの供給温水と熱交換を行って熱利用を行う。よって本施設へは、2,100L/h、交換熱量に応じた温度の水が戻される。(熱量の変動はあるが、循環水量の変動はない) 2. 本施設から2,100L/h、40℃以上の温水を連続的に供給し、工業団地側では、この温水を直接温水として循環系統から取り出して利用する。よって、本施設へは、循環過程で放熱された温度の温水が、工業団地で利用された水量で戻される。(本施設から供給する水量と、工業団地から戻る水量とは一致しない)	本表No.67、No.68を参照してください。
70	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5				立谷川工業団地内外部温 水供給設備	循環式にて温水供給ということですが、工業団地から本施設へ戻る循環水の戻り温度(取合い点)をご提示ください。	工業団地内供給先の詳細が決定していないため、提示できません。 帰路の温度低下分を見込んで設定してください。
71	要求水準書 設計・建設業務 編	97	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(5)		オ	立谷川工業団地内外部温 水供給設備	使用水は地下水とのことですが、工業団地での利用用途をご教示ください。	本表No.67を参照してください。
72	要求水準書 設計・建設業務 編	98	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	6 7				場内冷暖房設備 給湯用温水設備	6 場内冷暖房設備・7 給湯用温水設備の(1)形式に記載の通り、余熱利用としてエネルギー回収施設で発電した電力を用いた電気式の給湯・冷暖房設備との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書 設計・建設業務 編	103	第Ⅱ 編	第2 章	第7 節	8	(5)		ケ	煙突	リーク時の確認が容易であり、また現地溶接部等安全に施工が可能のため、外側全周溶接も認めていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
74	要求水準書 設計・建設業務 編	112	第Ⅱ 編	第2 章	第10 節	1					共通事項	生活環境影響調査書P.4.7-1において現施設（立谷川清掃工場）での地下水揚水量が記載されておりますが、現施設におけるプラント用水等への使用にあたっての前処理方法をご教示ください。	現施設において、地下水の前処理は行っておりません。
75	要求水準書 設計・建設業務 編	117	第Ⅱ 編	第2 章	第11 節	3					プラント排水	場内再利用に必要なフローを事業者提案することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 設計・建設業務 編	117	第Ⅱ 編	第2 章	第10 節	3					プラント排水	プラント系排水は、無機系排水処理設備と有機系排水処理設備で処理とありますが、再利用または下水道放流に支障がなければ、処理フローについては民間事業者からの提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書 設計・建設業務 編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	12					電気自動車急速充電設備 電力供給設備	電力供給する電気自動車台数は1台と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書 設計・建設業務 編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13					電動フォークリフト急速 充電設備電力供給設備	電力供給する電動フォークリフト台数は1台と考えてよろしいでしょうか。また要求水準書添付資料-7に記載の電動ターレットは利用しないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料-7の計画保有台数に記載の車種、台数が利用します。
79	要求水準書 設計・建設業務 編	140	第Ⅱ 編	第2 章	第13 節	5	(2)	エ	(ア)		オペレータズコンソール	コントロールデスク型とのご指定ですが、意匠上の統一を図ることを前提に、形式は事業者提案を認めていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
80	要求水準書 設計・建設業務 編	140	第Ⅱ 編	第2 章	第13 節	5	(3)	エ	(イ)		ごみクレーン制御装置	オペレーター用コンソールと列盤とのご指定ですが、意匠上の統一を図ることを前提に、配置は事業者提案を認めていただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
81	要求水準書 設計・建設業務 編	140	第Ⅱ 編	第2 章	第13 節	5	(3)	エ	(イ)		ごみクレーン制御装置	「炉用オペレーターズコンソールと列盤とし」と記載がありますが、ごみピットと中央制御室の配置によっては、列盤とせず、少し離れた場所に設置した方が、クレーンの操作性が良い場合があります。よって、本装置の配置は、使い勝手を考慮の上、提案することが可能と考えて宜しいでしょうか。	本表No. 80を参照してください。
82	要求水準書 設計・建設業務 編	141	第Ⅱ 編	第2 章	第13 節	6	(3)	エ	②		データ処理端末	組合職員事務室、大会議室、ラウンジ及び展示・学習コーナーに配置とのご指定ですが、大会議室、ラウンジ及び展示・学習コーナーはp158以降の管理棟計画のとおり、研修室及び啓発・環境学習スペースと読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、当該箇所を「事務室、研修室及び啓発・環境学習スペース」と読み替えるものとします。
83	要求水準書 設計・建設業務 編	144	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	4					洗車装置	用水使用量、排水発生量、必要熱量等の算出に必要なため、1日あたりの洗車台数をご提示ください。	1日に数台程度を想定しています。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
84	要求水準書 設計・建設業務 編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	11					仮設古紙回収用ストック ヤード	古紙の搬入形態、ストック及び搬出方法について教示願います。 例えば、古紙は、種別毎にアームロールコンテナで分別受入することで搬出時に重機が不要となるなど、再資源化業者の準備する車両及び古紙受入れの考えによりストックヤードの計画が異なりますので詳細想定内容を教示願います。	古紙のストックについては、段ボール、新聞、雑誌、雑がみの種類ごとに分別し、積置きするものとします。搬出方法については、本表No. 31を参照してください。
85	要求水準書 設計・建設業務 編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	12					小動物焼却炉	実施方針等に関する質問、意見への回答No.149にて小動物の焼却後の遺骨の返却について、要望があれば実施する前提にて、入札説明書等でしめすとの回答がありましたが、収骨については他施設において市民の過度な要求事項によるトラブルが多発していることから、組合職員殿にて対応頂けないでしょうか。 事業者として準備が必要な設備・作業等について詳細を教示願います。 なお返却要望のない遺骨については、ごみピットへ投入処分することでよろしいでしょうか。	前段については、運営事業者の業務範囲となります。 後段については、「要求水準書添付資料-9」を参考に応募者において提案して下さい。
86	要求水準書 設計・建設業務 編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	12					小動物焼却炉	小動物搬入者が収骨で来場する場合にも、通常のごみ搬入時と同様にごみ計量機で受付を行ってから小動物焼却炉へ向かい、収骨後にごみ計量機で支払い手続きを行うとの理解でよろしいでしょうか。 その場合収骨のために小動物搬入者が待機する場所は、特に準備の必要はないものと考えてよろしいでしょうか。 また収骨予定の小動物搬入者と連絡が取れない場合の対応方法について教示下さい。	前段については、受付時に手数料の徴収をします。 中段については、ご理解のとおりです。 後段については、小動物搬入者とは、時間を開ける等しながら再度連絡をして頂くこととなります。
87	要求水準書 設計・建設業務 編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	12					小動物焼却炉	全休炉時や炉の補修期間などは、小動物の受入を行わないものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 運営・維持管理編 p.16 第3章 第2節 5 受付に記載されているとおりとします。
88	要求水準書 設計・建設業務 編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	12	(4)	ウ			小動物焼却炉	小動物焼却炉排ガスは単独で排ガス処理して、煙突に接続するシステムとして宜しいでしょうか。	提案を可としますが、公害防止基準を厳守するほか、排ガスの逆流等、機能的にも不具合を起こさないようにすることとします。
89	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅲ 編	第3 章		3	(1)	ウ			緩衝緑地帯	緩衝緑地帯について、勾配などの制限があれば、ご教示願います。	要求水準書に記載のとおりとします。
90	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	イ			建設用地地盤高さ	「A工区の地盤高さは約129mとする」と記載されていますが、C工区との擦り付け部で斜路（7.5%以下）を設ければ必ずしも129mに設定する必要は無いと思われます。 地盤高さ129mとした設定根拠をご教示願います。	C工区の工事終了後、立谷川リサイクルセンターと一体的な運用を図るため計画地盤高さをC工区と同じ129mと設定しております。 要求水準書に記載のとおりとします。
91	要求水準書 設計・建設業務 編	150	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	エ	(イ)		仮設進入路の配置	仮設計量棟をB工区に配置するため、仮設進入路の道路幅については、道路構造令第4条第2項の普通自動車が行き通れるものとして、事業者の提案とさせて頂いていただけませんか。	搬入出車両の通行に支障がないよう最大限幅員を確保する提案としてください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
92	要求水準書 設計・建設業務 編	150	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	キ		想定車両数	繁忙期においては、約2日分の搬入車両が見込まれるとありますが、日平均の2日分として見込むことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書 設計・建設業務 編	151	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	イ		建設用地地盤高さ	「A工区の地盤高さは約129mとする」とありますが、現状地盤が約126mであることから、A工区全体（約10,000m ² ）を3m盛土した場合、購入土が約30,000m ³ 必要となります。建物地下部の掘削土を盛土に転用する計画とした場合でも、相当量の購入土が必要と想定されます。地盤高さについては、配置動線計画に支障がないことを条件に、事業者より提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
94	要求水準書 設計・建設業務 編	153	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	2	(2)	イ			「処理棟1階の床は、地下階施工後の埋戻土などの影響を受けない構造とする」とありますが、適切な沈下対策を実施すれば、土間コシ構造の床を採用可能と考えてよろしいでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
95	要求水準書 設計・建設業務 編	165	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	8	(1)	ソ		見学者施設計画	「啓発・環境学習機能は、本件施設と立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場を・・・。」とありますが、立谷川リサイクルセンターと上野最終処分場側における施設整備（機材、通信網等）は、民間事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	両施設のシステムからのデータの取り出しや通信機材の設置等、既存設備の一部改造を含みます。
96	要求水準書 設計・建設業務 編	165	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	8	(1)	ソ			「啓発・環境学習機能は、本件施設と立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場を高速通信網で連絡し、相互通信による視覚教育の充実と、映像ソフトやパソコンを利用したものとする。」とございますが、立谷川リサイクルセンター及び上野最終処分場と相互通信するデータの具体的なイメージについてご教示願います。	立谷川リサイクルセンター及び上野最終処分場からはプラントの監視カメラ等の実映像を、エネルギー回収施設からはプラントの監視カメラ等の実映像のほか、排ガスや売電電力量の測定値等の表示等を想定しております。
97	要求水準書 設計・建設業務 編	170	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(1)	ウ		仮設進入路	施工前にCBR試験を実施・・・とあることから、仮設進入路は地盤形成によるものと推測されますが、運用に支障がないことを前提として、地盤形成以外の仮設進入路も事業者提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
98	要求水準書 設計・建設業務 編	170	第Ⅱ 編	第3 章	第3 節	2	(1)	エ		凍結防止対策	仮設進入路、仮設駐車場は施設運用に支障が出ないことを前提に、降積雪・除融雪対策は事業者の提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	提案を可としますが、動線上有用な部分は凍結防止対策を施すなど、実施範囲は施設運営上の必要性及び効率性を考慮して設定してください。
99	要求水準書 運営・維持管理 業務編	10	第1 章	第3 節	12	(3)				急病等への対応	本件施設又は複合施設に設置してあるAEDの維持管理等を定期的の実施することと記載されておりますが、AEDの設置は組合殿で設置頂けるのでしょうか。また台数については何台とお考えでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
100	要求水準書 運営・維持管理 業務編	10	第1 章	第3 節	13					災害発生時の協力	計画外の災害廃棄物の処理にあたっては、通常ごみを処理した場合の方法（事前に取り決めた変動費での精算）とは別途の方法で費用を精算頂ける様をお願いいたします。	ご理解のとおりです。災害発生時の処理費用の清算については、合理的な費用の範囲において、別途協議により決定いたします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
101	要求水準書 運営・維持管理 業務編	14	第2章	第2節	表 2.1					有資格者の配置	安全管理者、衛生管理者は常時50人以上の労働者を使用する場合になりますが、50人未満で運営をする場合は安全衛生推進者を配置することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書 運営・維持管理 業務編	15	第3章	第2節	1	(7)				受付管理	古紙の直接搬入者に対し古紙回収用ストックヤードへの誘導と指導を行うとありますが、指導とは具体的になにを想定されているのか教示下さい。当該指導に固縛指導は含まれていないものと考えています。	指示については、古紙回収用ストックヤード内に置く際の分別の指示等を想定しています。
103	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3章	第3節	(6)					有価物の仮置き	組合殿の指定する有価物を分別して仮置きするとありますが、分別する有価物の種類の想定や必要な仮置きスペースを教示下さい。	現時点では、特記している「古紙」が該当します。
104	要求水準書 運営・維持管理 業務編	18	第3章	第9節	3	(1)				飛灰処理物及び溶融不適物	飛灰処理物及び溶融不適物を組合が指定する山形市上野最終処分場等へ運搬すると記載がありますが、一般廃棄物収集運搬については市町村単位での許可があれば一般廃棄物収集運搬業の許可がなくても運搬が可能となります。一般廃棄物収集運搬業の許可がなくても運搬の許可は頂けると考えてよろしいでしょうか。	運営事業者の業務範囲内において、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要です。
105	要求水準書 運営・維持管理 業務編	18	第3章	第9節	3	(1)				飛灰処理物及び溶融不適物	飛灰処理物及び溶融不適物を山形市上野最終処分場等とありますが、上野最終処分場以外の場所に搬出する状況が生じた場合には、燃料費などについては別途清算して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	別途協議によります。
106	要求水準書 運営・維持管理 業務編	18	第3章	第9節	3	(1)				飛灰処理物及び溶融不適物	飛灰処理及び溶融不適物の処分先である山形市上野最終処分場への搬入時間は、山形市HPに掲載されています「月曜日から金曜日は午前9時から正午、午後1時から4時まで」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書 運営・維持管理 業務編	18	第3章	第9節	3	(1)				飛灰処理物及び溶融不適物	最終処分物である飛灰処理物と溶融不適物の混載は可能だと考えて宜しいでしょうか。また、最終処分場では、搬出物をダンプするのみでよろしいでしょうか。	前段については、混載を不可とします。後段については、ご理解のとおりですが、最終処分場の係員の指示に従ってください。
108	要求水準書 運営・維持管理 業務編	18	第3章	第9節	4	(1)				古紙	古紙の種類別などの保管方法及び積込方法を教示願います。	本表No.84を参照してください。
109	要求水準書 運営・維持管理 業務編	25	第5章	第2節						表5.1 業務期間の測定項目	各測定項目の測定場所については、要求水準書「設計・建設業務編」表Ⅱ.1.18性能試験方法（P32～）記載に準じるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書 運営・維持管理 業務編	25	第5章	第2節						表5.1 業務期間の測定項目	作業環境基準 ダイオキシソ類濃度 2回/年の記載ですが、各種通達・告示に従い、D値計測による換算も可能と理解してよろしいでしょうか。	毎年、1回目はダイオキシソ及び粉じんを測定、D値を算出するものとし、2回目については算出したD値をもとに推定するものとします。
111	要求水準書 運営・維持管理 業務編	30	第7章	第6節						積雪対策	「構内道路等」とありますが、構外の周辺道路は所掌範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
112	要求水準書 添付資料-3									残存工作物	残存工作物として、A工区北側・東側のブロック積擁壁が示されていますが、工事に支障となる範囲についてのみ撤去できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。造成後の安全性についても配慮して、提案してください。
113	要求水準書 添付資料-3									残存工作物	A工区西側に縁石が示されおり、支障となる範囲で解体・撤去とされていますが、撤去時には卸売市場道路に作業帯を設置しても良いと理解してよろしいでしょうか。	関係各所と別途協議によるものとします。
114	要求水準書 添付資料-7									余熱利用について	立谷川工業団地内への外部温水供給について、40℃の温水を2100L/h供給しても熱量として約1000MJ/hになりませんが、40℃（本件施設内取合点）の温水を最大2100L/h供給するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	基本契約書 (案)	3	第14条	3	(5)					秘密保持義務	組合議会及び構成市町の各議会で情報が開示された場合には、後日、各ホームページにより不特定多数に公開されると思われるため、各議会での情報開示に際しては、事前協議→承諾という手続きを原則として頂きたいとお願い致します。	原案のとおりとします。
116	建設工事請負契約書 (案)	3	第14条	1	(4)					発注者が提示する調査結果以外に必要な事前調査	発注者が提示する調査結果以外に必要な事前調査とは、主にどのような調査を想定されているのでしょうか。	現時点で具体的な想定はございません。
117	建設工事請負契約書 (案)	6	第23条							支払い限度額及び出来高予定額	設計・建設業務の支払いの限度額は、いつの時点でご提示頂けるのでしょうか。	仮契約の時点で提示することになります。
118	建設工事請負契約書 (案)	6	第24条	1						前払金及び中間前払金	「予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない」とありますが、「予算の執行が可能となる時期」とは、いつ頃からの事を指すのでしょうか。	該当年度の4月1日を指します。
119	建設工事請負契約書 (案)	9	第28条	1						賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更	設計・建設業務費の変更の請求の根拠となる賃金水準または物価水準について、御組合にて想定されている基準はありますでしょうか。	設計・建設業務費の変更に際しては、応募者の責任において変更を行う妥当性を証明することとなります。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
120	建設工事請負契約書（案）	9	第28条	2					賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更	<p>本事業のような、いわゆる性能発注方式による工事請負契約の場合、契約時点では詳細設計が固まっておらず、物量が定まっていないことから、本条による請負代金額の変更の協議基準となる「変動前残工事代金額」の算定が困難です。</p> <p>つきましては、当該事由が発生した場合に、下記のような手法にて協議の余地を残して頂きたく宜しくお願い致します。なお、当社としては案1を希望いたします。</p> <p>（案1） 落札者決定から契約締結までの間に、請負代金額の内訳書を事業者から提出させていただき、両方で確認のうえ当該内訳書を「変動前残工事代金額」の算定基準とする。</p> <p>（案2） 設計協議を経て実施設計が完了した後に、事業者から内訳書を提出させていただき、両方で確認のうえ当該内訳書を「変動前残工事代金額」の算定基準とする。</p>	建設工事請負契約書（案）第28条のとおりとします。ご提案の案はいずれも採用できません。
121	建設工事請負契約書（案）	9	第28条	5					賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更	<p>工事材料の著しい変動については、第1項に規定の公的基準を根拠とするものでなく、請求者が何かしらの根拠をもって立証出来れば、本規定に従って請求できるものと理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。但し、請求の根拠としては、建設工事請負契約書（案）第28条第3項の物価指数等に準じる程度の立証が必要となります。なお、最終的な金額は協議により決定します。
122	建設工事請負契約書（案）	11	第31条	2					著作権の利用等	<p>「受注者は、成果物が著作権法に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する」とありますが、受注者の秘密情報及びノウハウが含まれる内容につきましては、譲渡範囲について協議の余地を残して頂きたく宜しくお願い致します。</p>	原案のとおりとします。
123	建設工事請負契約書（案）	12	第34条	3	(5)				秘密保持義務及び個人情報の取り扱い	<p>組合議会及び構成市町の各議会で情報が開示された場合には、後日、各ホームページにより不特定多数に公開されると考えられるため、各議会での情報開示に際しては、事前協議→承諾という手続きを原則として頂きたく御願致します。</p>	建設工事請負契約書（案）第64条4項の解除権は発注者のみ帰属します。
124	建設工事請負契約書（案）	14	第5条						事前調査	<p>「発注者は、・・・追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。」とありますが、受注者が予見できなかった障害物除去にかかる追加費用は基本的に発注者側でご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	建設工事請負契約書（案）第38条および第22条のとおりとします。
125	建設工事請負契約書（案）	22	第64条	4					法令変更	<p>「発注者は、法令等の変更により・・・過分の追加費用を要することになった場合、本契約を解除することができる」とありますが、受注者も同様に過分の追加費用を要することになった場合、本契約を解除できると理解してよろしいでしょうか。</p>	建設工事請負契約書（案）第64条4項の解除権は発注者のみ帰属します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
126	建設工事請負契約書(案)	23	第66条	1						地域住民対応	「受注者は、自らが認める範囲内で、地域住民に対し、工事実施計画等の説明を行わなければならない」とありますが、地域住民説明に係る内容等については事業者が把握していない地域事情等もあり、事業者独自で検討・決定することは難しいと考えます。事業者が検討する前に、説明内容、説明時期等、説明場所については、事業者が検討する前に御指示、御支援を頂きたいと考えます。	建設工事請負契約書(案)第66条規定のとおりです。
127	建設工事請負契約書(案)	23	第66条	2						地域住民対応	「合理的な範囲内で近隣対策を実施する」とありますが、「合理的な範囲内」とは、生活環境影響調査書で規定された内容と理解してよろしいでしょうか。	具体的事情に応じて、近隣に悪影響が生じない程度の対策が必要であり、ご指摘の内容に限るものではありません。
128	建設工事請負契約書(案)	23	第66条	5						地域住民対応	「受注者は、近隣対策の結果、受注者に発生した追加費用及び損害を負担する」とありますが、近隣住民より過度な要求があった場合及び過大な負担となる場合には、組合様で御負担頂くなどの措置を御願ひ致します。	近隣リスクの負担については、建設工事請負契約書(案)第66条各項規定のとおりです。
129	運営業務委託契約書(案)	8	第35条	1						副生成物一溶融スラグ	溶融スラグの所有権は、バンクに貯留された時点で発注者から受注者へ譲渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	本件施設の仮設スラグストックヤードまたは複合施設のスラグストックヤードで譲渡するものとします。
130	運営業務委託契約書(案)	9	第38条	2	(4)					異常事態への対応	第2項は要監視基準値を逸脱した場合なので、監視強化状況になってはいるものの運転停止とはなっていないものと考えますので、運転再開の規定は不要かと考えます。本項目を残す場合には、ここでの運転再開の定義を教示下さい。	ご指摘のとおり、本項は削除するものとします。
131	運営業務委託契約書(案)	9	第39条	1						停止期間中の処理対象物の処理	発生事由が不可抗力による場合は、緊急代替処理方針に要した費用は第55条に基づき分担されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	運営業務委託契約書(案)	12	第46条							ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「計画ごみ質を大幅に逸脱」について、組合殿にて想定されている基準がございましたらご教示願います。	現時点で具体的な想定はございません。
133	運営業務委託契約書(案)	14	第53条	9						法令変更	「発注者は、法令等の変更により・・・過分の追加費用を要することになった場合・・・本契約委託又は一部を解除することができる」とありますが、受注者も同様に過分の追加費用を要することになった場合、本契約又は一部を解除できると理解してよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)第53条9項の解除権は発注者へのみ帰属します。
134	運営業務委託契約書(案)	20	第67条	3	(5)					秘密保持義務	組合議会及び構成市町の各議会で情報が開示された場合には、後日、各ホームページにより不特定多数に公開されることが考えられるため、各議会で情報開示に際しては、事前協議→承諾という手続きを原則として頂きたく御願ひ致します。	原案のとおりとします。
135	様式集		様式2-3							委任状	押印者の数により複数枚となった場合でも、割印は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
136	様式集		様式 4、 6、 7、8							様式4、6、7、8	指定された用紙サイズであれば、余白、枠線（セルの幅、セルの高さ等）については読みやすさを損ねない範囲で変更してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	様式集		様式 6-3							提案設計資料	様式6-4「要求水準に対する設計仕様書」と内容が重複するため、「2 設計仕様書」は様式6-4にて兼用することとしてもよろしいでしょうか。	ご指摘の兼用を一切認めません。
138	様式集		様式 6-10							発電等計画	所内電力量（出）の中には、仮施設及び仮設駐車場の電気自動車充電設備の消費電力も含まれるのでしょうか。	本表No. 18を参照してください。
139	様式集		様式 7-5							設計・建設に関する事項	消費電力量のパラメータにおける、仮施設の消費電力の取扱い方についてご教示願います。 織込む必要がある場合には、仮設駐車場の電気自動車急速充電設備の電力使用量について曜日時間帯別に教示願います。	前段については、本表No. 18を参照してください。 後段については、本表No. 33を参照してください。
140	様式集		様式 7-26							関心表明書	表中に「関心表明の有無」とございますが、「有」とした場合、関心表明書は添付するものと理解してよろしいでしょうか。 添付する場合、指定の様式等があればご教示願います。	ご理解のとおりです。様式は任意とします。
141	様式集		様式 7-26							組合圏域内企業	組合圏域内企業（地元企業）の定義（圏域内に本店を有する企業等）についてご教示願います。	【第1回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-2】を参照してください。 また、様式7-26別紙を修正します。様式集修正版（平成26年3月20日）を確認してください。
142	様式集		様式 7-26							組合圏域内発注予定額	地元企業への発注額の算出方法について、以下のケースについて適用可否をご教示願います。 【建設工事】 ・元請となる建設請負事業者がJVの場合で、JV所在地を組合圏域内にした場合でも、地元企業分のみを地元発注額として算出する。（地元企業活用が重要である観点から、元請であっても下請であっても地元企業であることに変わりがないことを確認するものです） 【建設・運営共通】 ・一次下請が地元企業でなくとも二次下請以降が地元企業の場合、二次下請以降への発注額を地元発注額として算出する。 ・上位の企業が地元企業であった場合、それ以降の下請への発注額は地元発注額として算出しない。	本表No.141の回答を参照してください。
143	様式集		様式 8 全般							事業計画に関する提出書類	「一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。」と記載された様式について、この規定ですと、表示された数値の合算が合計と一致しない場合も考えられますが、一円単位で合計と一致していればよいと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
144	様式集		様式 8-1 様式 8-2							事業費 設計・建設業務費	様式8-1①設計建設業務費、様式8-2における各年度の金額は、事業者の施工計画に基づき、事業費を計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	様式集		様式 8-2							設計・建設業務費	仮設施設（計量棟、仮設進入路、仮設門扉、仮設囲障、仮設駐車場、仮設ストックヤード、仮設古紙回収用ストックヤード）は、どの費目に計上すればよろしいでしょうか。	様式8-2を修正します。様式集修正版（平成26年3月20日）を確認してください。
146	提出書類の作成要領	1	1	(3)						共通事項	「その場合、一式をまとめて」とありますが、任意の封筒に入れ封印する対象は電子媒体のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	提出書類の作成要領	6	2	(5)	イ～ エ					事業提案書に関する提出書類	基礎審査に関する提出書類・非価格要素審査に関する提出書類・事業計画に関する提出書類に関して提案内容を補完説明するための資料を添付してもよろしいでしょうか。よろしい場合、各様式の後ろに綴って添付するものと理解してよろしいでしょうか。また、その補足資料の枚数制限は無いものとしてよろしいでしょうか。	補完説明するための資料の添付を認めません。
148	提出書類の作成要領	7	2	(5)	ウ					非価格要素審査に関する提出書類	必要に応じ、各提案書様式内容を補足する資料を添付してもよろしいでしょうか。	本表No. 147を参照してください。
149	提出書類の作成要領	10	3	(1)	①					共通事項	「次に示す提出書類については、企業名を特定または類推できる記載を行わないこと。」とございますが、正本・副本ともに記載を行わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	提出書類の作成要領	10	3	(1)	⑦					共通事項	「それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。【該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数】」とありますが、様式5-1～11 基礎審査に関する提出書類は内容物の種類も多く、通し番号では分かり辛いいため、1-1-2-1-1などの様に、章・節・項ごとに枝番を取る形式としてよろしいでしょうか。	「該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数」は必ず付けてください。なお、ご提案のように枝番を付したページ番号を併せて付すことも認めます。
151	その他									CADデータ	現況縦断面図・横断面図のCADデータについてご提供いただけますのでしょうか。	【第1回入札説明書等に関する質問の回答添付資料-3】として、CADデータを添付します。なお、当該図面は平成24年11月時点の測量データであるため、現在の状況を正確に反映しているものではないことをご了承ください。